

令和7年度被扶養者資格再確認に関するQ & A

（被保険者用）

調書について

Q1. なぜ毎年被扶養者資格再確認（調書）を行うのでしょうか？

A 健康保険法施行規則第50条により、保険者として被扶養者資格の再確認を実施しています。就職や収入超過等、本来は被扶養者に該当しないはずの人が認定され続けられないよう再確認を行います。

被扶養者に該当しない人を認定し続けることは、保険給付の不必要な増加及び加入者（被保険者・被扶養者）の人数に応じて算出される高齢者医療制度に対する支援金・納付金の増加につながります。

健康保険組合のこれらの支出の増加は、結果的に保険料率の引き上げにもつながっていきます。このようなことがないよう、当健康保険組合では被扶養者資格再確認を行っております。

Q2. 調書を提出しなかった場合どうなりますか？

A 提出期限を過ぎても調書の提出がない場合、被扶養者の要件を満たしていることが確認できないことから、健康保険法施行規則第50条により被扶養者の資格は無効となります。扶養家族の状態に変更がない場合でも、必ず提出をしてください。

記載内容等について

Q3. 調書に記載されていない扶養家族（ex. 子）は追記する必要があるのでしょうか？

A いいえ必要ありません。確認が必要な方のみ記載していますので、記載されている方についてのみに確認してください。

Q4. 4月に就職した被扶養者が調書に載っていました。どうしたらよいのでしょうか？

A 扶養から削除する必要があります。

【削除方法】調書の削除対象者を赤字の二重線で抹消していただき、備考欄に削除年月日と理由を記入のうえ、削除対象者の資格確認書（被保険者証）をお持ちの場合は事業所へ提出してください。

Q5. 被扶養者（削除）届を提出済ですが、調書に名前が載っていました。どうしたらよいのでしょうか？

A 令和 7 年 10 月 1 日現在のデータで作成をしておりますので、行き違いの場合は該当者の備考欄に「削除届出済」と記入のうえ、事業所に提出してください。

Q6. このたび子供が生まれたので、調書の空白の欄に記入して被扶養者として追加することができますか？

A いいえ。調書での被扶養者の追加はできません。調書の被扶養者欄へは記入せずに、通常どおり、事業主を通じて、健康保険被扶養者（認定）届により被扶養者を追加する申請をしてください。

Q7. 私は退職する予定ですが、調書を提出する必要はあるのでしょうか？

A 退職予定の場合でも、令和 7 年 10 月 1 日時点での確認になりますので、提出する必要があります。記載内容を確認のうえ、添付書類と一緒に事業主へ提出してください。

Q8. 被扶養者（子）が学生の場合、「職業・学校・学年」欄に学校名は記入するのでしょうか？

A いいえ。学校名の記入は必要ありません。「大学〇年生」「専門学校〇年生」など具体的な学年を記入してください。

添付書類について

Q9. 添付書類は、原本を提出するのでしょうか？

A いいえ。コピーをご提出ください。

Q10. パート等の収入を証明する書類は何を添付すればよいのでしょうか？

A 直近 3 か月分の給料明細のコピーをご提出ください。直近 3 か月以内に、パート等へ就いた場合は、雇用契約書等のコピーを併せてご提出ください。（なお、市町村発行の課税証明や源泉徴収票は前年度の収入の証明となります。現況の収入を確認する必要がありますので、給料明細のコピーの添付をお願いします。）

Q11. 収入がない場合は、非課税証明等の添付書類が必要でしょうか？

A いいえ。不要です。調書の「年間収入」欄に必ず「0 円」と記入してください。（別居の場合は、仕送りに関する書類の添付は必要です。）

Q12. 被扶養者（子）は学生ですが、学生証の写しは必要でしょうか？

A いいえ。不要です。調書の職業・学校・学年の欄に具体的な学年を記入してください。（高校〇年生・大学〇年生等）

収入について

Q13. 調書に記載されている「税法上の扶養家族で有・無」とはどういうことでしょうか？

A 所得税法の規定による控除対象配偶者または扶養親族の方の有無であり、年間の合計所得金額が48万円以下の方となります。給与所得だけの場合は、収入金額が103万円以下、公的年金等にかかる雑所得だけであれば収入金額が158万円以下（65歳未満の方は108万円以下）となります。以下であれば「有」、超えていれば「無」に○印を記入してください。

Q14. 年間収入が103万円を超えています。税法上の扶養家族では無いのですが、この場合被扶養者から外さないといけないのでしょうか？

A 健康保険の被扶養者認定基準の収入額は、年間収入130万円未満（月額108,333円以下）かつ被保険者の収入の2分の1未満です。税法上の扶養家族の基準とは異なります。認定基準内かどうかを確認しますので、収入の確認ができる書類と併せて調書を提出してください。（対象者が被保険者の配偶者を除く19歳以上23歳未満の場合150万未満、60歳以上の人または障害者の場合180万円未満）

Q15. 被扶養者のパート収入が「認定基準額上限の130万円未満（月額108,333円※）」を超えていました。どうしたらよいのでしょうか？

A 認定基準を超えている場合は、被扶養者から削除する必要があります。
【削除方法】はQ4.を確認してください。
※被保険者の配偶者を除く19歳以上23歳未満の被扶養者の認定基準は150万円未満（月額124,999円）、60歳以上の被扶養者は180万未満（月額149,999円）が上限となります。

Q16. 被扶養者が新たに9月からパートを始め、毎月12万円の収入があります。令和7年1月から令和7年12月までの1年間でみると130万円未満※のため、今年は扶養継続できますか？

A いいえ。パートの雇用契約で月額108,333円を超える勤務をする場合は、その時点で被扶養者から削除していただくことになります。
【削除方法】はQ4.を確認してください。
※被保険者の配偶者を除く19歳以上23歳未満の被扶養者の認定基準は150万円未満（月額124,999円）、60歳以上の被扶養者は180万未満（月額149,999円）が上限となります。

Q17. 被扶養者の直近3か月のパート収入の平均月額が108,333円を超えていますが、
年間130万円未満※の扶養の範囲内で毎年勤務しています。直近3か月の給与明細
写し以外に添付書類は必要ですか？

A 直近3か月の給与明細で扶養の範囲内と確認できない場合は、参考に前年の源泉徴収票のコピーや雇用契約書のコピー、パート先の給与支払い証明書などで扶養の認定基準内の収入であることがわかる書類を併せて提出してください。

※被保険者の配偶者を除く19歳以上23歳未満の被扶養者の認定基準は150万円未満（月額124,999円）、60歳以上の被扶養者は180万未満（月額149,999円）が上限となります。

Q18. 収入には老齢年金以外に障害年金・恩給・遺族年金も含まれますか？

A はい。課税・非課税にかかわらず、収入には全ての公的年金が含まれます。調書には、各年金（複数受給している場合はすべて）の直近の年金振込・改定通知書のコピーを添付してください。（氏名の部分が隠れないようにコピーをしてください。）

Q19. 令和7年中に一時所得（遺産・不動産売却収入・株式譲渡益など）がありました。
一時的な収入により、認定基準を超えた場合でも扶養から外れなくてはならないのでしょうか？

A いいえ。扶養から外れる必要はありません。当健康保険組合では一時所得（遺産や不動産売却収入、株式譲渡益など）は収入に含めておりません。引き続き、主として被保険者に生計を維持されていれば扶養は継続となります。

調書の「年間収入」欄に一時所得額を記入のうえ、備考欄に「遺産相続のため」など一時的に所得が多くなった理由を具体的に書いてください。

なお、内容を確認したうえで疑義が生じた場合は、後日追加で書類のご提出をお願いします。

収入を証明する書類について

Q20. 「税法上の扶養家族」である場合も収入を証明する添付書類は必要でしょうか？

A 事業主が税法上の扶養家族であると確認し証明する場合は、収入に関する書類を省略することができます。ただし、障害年金、遺族年金、傷病手当金、出産手当金、失業給付等の非課税対象となる収入がある場合や、被保険者と別居の際の仕送りに関する書類の省略はできません。

Q21. 被扶養者（子）はアルバイト収入がありますが学生です。学生証の写しを添付すれば収入証明は省略できますか？

A いいえ。学生であっても収入がある場合は、調書に収入等の状況を記入し、直近3か月分の給与明細書のコピーを添付してください。

Q22. 被扶養者は自営業をしています。添付書類は何が必要になりますか？

A 直近の確定申告書および収支内訳書のコピーもしくは青色決算申告書（損益計算書）のコピーを添付してください。確定申告されていない場合は、非課税証明書のコピーを添付してください。なお、健康保険の扶養認定の収入基準は、所得額ではなく、『総収入額から「直接的必要経費」を差し引いた額』で判断します。直接的必要経費とは、生産活動に要する原材料等の費用です。税法上の必要経費とは異なりますので、総収入が認定基準額上限の130万円（被保険者の配偶者を除く19歳以上23歳未満の方は150万・60歳以上の人または障害者の場合は180万円）を超えている場合は、添付書類で必要経費の確認をいたします。内容確認のうえ、認定基準を超えている場合は、被扶養者から削除していただくことになります。

Q23. 被扶養者が年金を受給している場合は、調書に金額を書くだけでよいのでしょうか？

A いいえ。直近の年金（改定・支払・振込）通知書のコピーを提出してください。通知書を紛失しているときは、お住まいの管轄の年金事務所で年金通知書の再発行を受けてください。（障害年金や遺族年金も同様です。）

Q24. 被扶養者（母）の配偶者（父）が最近死亡したため、遺族年金が発生します。まだ、手続き中で振込み通知書はありませんが、どうしたらよいのでしょうか？

A 年金事務所で、年金見込額をご確認いただき、「年金見込額照会回答票」を添付してください。後日、通知書が届き、金額が確定したのち扶養の認定基準を超えている場合は削除の手続きを行ってください。（障害年金等も同様です。）

被扶養者と別居されている場合について

Q25. 大学に通うために別居していた長男が、昨年大学を卒業しました。現在はそのまま現地に残り、月2、3万のアルバイト収入があります。現在も引き続き別居していますが、どのような証明が必要でしょうか？

A 長男の収入を確認するための書類として、直近3カ月分の給与明細のコピーが必要となります。また、別居の場合は、仕送り等の送金の分かる書類（直近3カ月分の振込通知書等）の提出が必要です。なお、扶養の認定継続には、送金額が長男の収入以上である必要があります。

Q26. 別居の母を扶養に入れています。母は年金が月額7万円程度あります。母に仕送りは行っていますが、その額は月に3万円～5万円と母の年金より少ない額になりました。このまま被扶養者として加入できますか？

A 年金受給額が月額7万円で、仕送り額が毎月3万円～5万円では生活費の大半は母自身の年金で賄っていることになります。送金額が年金額を超えていなければ、主として被保険者が生計を維持しているとは認められないため、被扶養者から削除する必要があります。【削除方法】はQ4.を確認してください。

Q27. 両親を扶養に入れています。当初は同居していましたが、転勤により別居となりました。別居となってから送金はありませんが、転勤でも送金が必要でしょうか？

A 両親が被保険者の配偶者・子と同居していない（被保険者の本拠ではなく、両親だけがその地で暮らす）場合、送金が必要です。たとえ転勤であっても、扶養を継続するのであれば、両親の生活を援助している必要があります。経済的に援助を受けていない両親は「被保険者により主として生計が維持されている」とはいい難く、扶養関係が認められないため被扶養者から削除する必要があります。【削除方法】はQ4.を確認してください。

Q28. 義母を扶養に入れています。当初は同居していましたが、転勤により別居となりました。このまま被扶養者として加入できますか？

A 義母が被保険者の配偶者・子と同居していない（義母だけがその地で暮らす）場合、たとえ生活費の大半を被保険者が負担している場合でも、別居となった時点で扶養認定の対象外となるため被扶養者から削除する必要があります。【削除方法】はQ4.を確認してください。

Q29. 外国籍の実母が、母国に帰ることになりました。別居となるため、送金をしていますが、このまま被扶養者として加入できますか？

A 日本国内に住所を有しない場合は、被扶養者から削除する必要があります。【削除方法】はQ4.を確認してください。

その他

Q30. 調書確認対象の被扶養者が就職する予定ですが、調書の提出及び添付書類は必要でしょうか？

A はい。被扶養者が調書提出期限前（令和8年1月30日以前）に、就職が決まっても、まだ就職日が到来していない場合には、通常の場合と同じく調書及び添付書類の提出が必要になります。なお、就職日到来後に、健康保険被扶養者（削除）届で扶養削除の手続きを行ってください。

Q31. 収入が超過しているので削除しようと思いますが、削除日が明確ではありません。いつの日をもって削除の届出をすればよいのでしょうか？

A 削除日に関しては、削除の事実がはっきりわかっているならばその事実発生日での削除になりますが、収入等がいつから超過していたかわからない場合などは、調書の記入日をもって削除することとします。調書の「備考」欄に記入年月日と削除理由（収入超過）を記入してください。

被扶養者が海外に居住されている場合について

Q32. 海外在住者について、既に確認書類を添付のうえ届出を行い、国内居住要件の例外に該当する者として認定されていますが、再度確認書類等の提出は必要ですか？

A 被扶養者の資格確認は毎年度行うこととしているため、既に国内居住要件の例外に該当する者と認定されている場合であっても、改めて「確認書類」および「被扶養者が海外に居住している場合の現況申立書」を提出してください。

19歳以上23歳未満の被扶養者について

Q33. 19歳以上23歳未満の被扶養者の収入要件について教えてください。

A 令和7年10月1日から被保険者の配偶者を除く19歳以上23歳未満の収入要件が130万円未満（月額108,333円以下）から150万円未満（月額124,999円以下）となっています。ただし、被保険者の配偶者は対象となりません。配偶者とは、届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含みます。なお、今回の取り扱いについては年間収入の金額が変わるのみで、収入の考え方に変更はありません。

Q34. 19歳以上23歳未満の年齢はどの時点で判断しますか？

A 年齢要件（被保険者の配偶者を除く19歳以上23歳未満）については所得税法上の取り扱いと同様に、その年の12月31日現在の年齢で判定します。

例えば、令和7年10月に19歳の誕生日を迎える場合には、令和7年における年間収入要件は150万未満となります。なお、学生であることは要件に含まれません。あくまでも、年齢によって判断します。